

## 旭川市テレワーク導入奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症拡大の際の雇用維持等を目的として、情報通信技術（以下「ICT」という。）を活用した場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの市内における普及を促進するため、市内に事業所を有する法人又は市内で事業を営む個人事業主に対し、旭川市テレワーク導入奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となるテレワーク)

第2条 奨励金の交付対象となるテレワークは、旭川市内の事業所を勤務地とする旭川市内在住の従業員（被雇用者に限る。）が行うテレワークであり、新型コロナウイルス感染症対策として、事業所に出勤せずにICTを活用して自宅で就業する勤務形態に限るものとする。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者は、性風俗関連営業、接待を行う飲食店等営業又はこれら営業の一部を受託する営業を行う者及び暴力団関係事業を行う者を除き、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 旭川市内に事業所（事務所、店舗及び工場等）を有する法人（公務又はそれに準ずる法人〔独立行政法人又は国立大学法人等〕は除く）又は個人事業主であること。
- (2) 所属する従業員数が300名以下の旭川市内に所在する事業所において、第2条に規定するテレワークを実施すること。
- (3) 労働組合法に規定する労働組合（以下「労働組合」という。）又は労働者代表との間で合意の上で、第2条に規定するテレワークの実施に関する制度について規定した就業規則、労使協定、雇用契約書又はテレワーク実施規程等（以下「テレワーク関連労務規程等」という。）を制定すること。

(支給額)

第4条 奨励金の支給額は、1法人又は1個人事業主につき200,000円とする。

(支給の回数及び件数)

第5条 奨励金の支給回数は1法人又は1個人事業主につき1回の支給を上限とし、支給の件数は旭川市の予算の範囲内で決定する。

(登録の申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、旭川市テレワーク導入奨励金登録申請書(様式第1号)に次の各号に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) テレワーク(在宅勤務)実施計画書(様式第1号-別紙1)
- (2) 履歴事項全部証明書の写し(申請日の前1か月以内に発行されたものに限る。個人事業主の場合は代表者の身分証明書及び直近の確定申告書の写し)
- (3) 誓約書(様式第1号-別紙2)
- (4) 第2条に規定するテレワークを実施する事業所の常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」又は「役員名簿」等

2 市長は、前項に規定する書類の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、奨励金の交付の申請を行うための登録を受けようとする者(以下「登録事業者」という。)としての登録の可否を決定するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき登録をすることを決定したときは、その旨を旭川市テレワーク導入奨励金登録通知書(様式第2号)により第1項に規定する申請を行った者(以下「登録申請事業者」という。)に通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定に基づき登録をしないことを決定したときは、その旨を書面により登録申請事業者に通知するものとする。

5 登録事業者は、第3項に規定する通知のあった日(以下「登録通知日」という。)から奨励金の交付決定を受けるまでの間に第1項に基づき申請した内容に変更が生じた場合は、旭川市テレワーク導入奨励金登録変更届(様式第3号)に関係書類を添えて市長に速やかに提出しなければならない。

(交付の申請)

第7条 奨励金の交付申請をする者(以下「交付申請事業者」という。)が、奨励金の交付を受けるに当たっては、次の各号に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- (1) 前条第3項に規定する通知を受けた登録事業者であること。
- (2) 登録通知日以後に新たにテレワーク関連労務規程等を制定していること。
- (3) 第2項に規定する交付の申請をした日の属する週(日曜日を初日とする。)の前週から起算して前4週の間(以下「テレワーク実施期間」という。)における第2条に規定するテレワーク実施日数の週間平均が1日以上であること。

2 登録事業者は奨励金の交付の申請に当たり、登録通知日の翌日から起算して3か月以内、又は登録通知日が属する年度の3月31日のどちらか早い日までに旭川市テレワーク導入奨励金交付申請書（様式第4号）に次の各号に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 労働組合が有る場合は、組合員数を確認できる組合員名簿等の書類、労働組合が無い場合は、労働者代表選任書（様式第4号一別紙1）
- (2) 労働組合又は労働者代表との間で合意の上で新たに制定したことが分かるテレワーク関連労務規程等の写し
- (3) テレワーク実施期間に第2条に規定するテレワークを実施した従業員（以下「テレワーカー」という。）の個人情報提供同意書（様式第4号一別紙2）
- (4) テレワーカーがテレワーク実施期間において第2条に規定するテレワークを実施したとする日（以下、「テレワーク実施日」という。）に就業していたことが証明できる資料（賃金台帳、タイムカード、出勤簿又は年休簿等）の写し
- (5) テレワーク実施日にテレワークを実施していたことが証明できる資料（テレワーカーが雇用されている企業・団体名、テレワーカーの氏名、テレワーク実施日時・場所、並びに業務内容及び使用するICTが確認できるもの）の写し
- (6) 第6条第3項に規定する通知の写し

（登録の取消し）

第8条 市長は、登録事業者が第3条に規定する交付対象者としての要件を満たさなくなったときは、当該登録を取り消すものとする。

2 登録通知日の翌日から3か月以内、又は登録通知日が属する年度の3月31日のどちらか早い日までに前条第2項に規定する申請がない場合は、登録事業者としての登録を取り消すものとする。

（交付の決定）

第9条 市長は、第7条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に関わる書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により当該申請の内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、奨励金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付することができるものとする。

(交付決定等の通知)

第10条 市長は、前条に規定する奨励金の交付を決定したときは、交付申請事業者に対し、速やかに、その旨を旭川市テレワーク導入奨励金交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する奨励金の交付をしないことを決定したときは、交付申請事業者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 交付申請事業者は、前条に規定する通知を受けた場合において、当該通知に係る決定内容に不服があるときは、当該通知を受理した日から30日以内に奨励金の交付申請を取り下げることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、取り下げた申請に係る奨励金の交付決定がなかったものとみなす。

(状況報告及び調査)

第12条 市長は、奨励金の交付の対象となる事業(以下「奨励金交付事業」という。)の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、第10条第1項に規定する通知を受けた者(以下「交付決定事業者」という。)に対し当該奨励金交付事業の遂行に関して報告を求め、又は実地調査をするものとする。

2 前項に規定する報告等に基づき、奨励金交付事業が奨励金の交付の決定の内容に従って遂行されないと認めるときは、交付決定事業者に対して決定の内容に従って遂行するよう指示するものとする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定事業者がこの要綱の規定に違反し、又は従わないときは、奨励金の交付決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項に規定する取消しを決定したときは、その旨を書面により交付決定事業者に通知するものとする。

(交付の時期)

第14条 奨励金の交付は、第9条第1項の規定により奨励金の交付決定を行った後において交付するものとする。

(奨励金の返還)

第15条 市長は、奨励金の交付決定を取り消した場合において、奨励金交付事業の取消しに係る部分に関し既に奨励金が交付されているときは、交付決定事業者に対し、期限を定めてその返還を請求するものとする。

(理由の提示)

第16条 市長は、第8条各項に規定する取消しをするときは、登録事業者に対しその理由を示すものとし、第12条第2項の規定による指示をするとき又は第13条第1項に規定する取消しをするときは、交付決定事業者に対しその理由を示すものとする。

(関係書類の整備等)

第17条 交付決定事業者は、奨励金交付の関係書類を奨励金の交付決定日の属する年度の翌年度の初日から5年間は保存しなければならないものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めのあるもののほか、奨励金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

## 旭川市テレワーク導入奨励金登録申請書

(宛先) 旭川市長

申請者	所在地 名称 代表者職・氏名 電話番号
-----	------------------------------

年度旭川市テレワーク導入奨励金の交付を受けたいので、旭川市テレワーク導入奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

奨励金交付事業等の名称	旭川市テレワーク導入奨励金
添付書類	要綱第 6 条第 1 項各号に規定する書類 (1) テレワーク（在宅勤務）実施計画書（様式第 1 号－別紙 1） (2) 履歴事項全部証明書の写し（申請日の前 1 か月以内に発行されたものに限る。個人事業主の場合は、代表者の身分証明書及び直近の確定申告書の写し） (3) 誓約書（様式第 1 号－別紙 2） (4) 要綱第 2 条に規定するテレワークを実施する事業所の常時雇用する労働者の人数を確認できる「労働者名簿」又は「役員名簿」等

年 月 日

## テレワーク（在宅勤務）実施計画書

年度旭川市テレワーク導入奨励金に係る要綱第2条に規定するテレワークの実施を以下のとおり計画します。

## 1 企業・団体情報

本社所在地			
全従業員数	名	資本金	円
事業内容			

## 2 要綱第2条に規定するテレワークを実施する事業所の所在地と従業員数

No	所在地	従業員数
1		名
2		名

※必要に応じ行を追加

3 新たに制定するテレワーク関連労務規程に記載を予定する内容 ※未定の場合は「-」と記載

(1) 目的

(2) テレワークの対象業務

(3) テレワーク実施時の事前申請の有無及び必要な手続き

(4) テレワークの実施可能日数

(5) テレワーク実施者の費用負担

(6) その他の記載事項

## 4 要綱第2条に規定するテレワークの実施予定者数

	名
--	---

## 誓約書

年 月 日

(宛先) 旭川市長

申請者	所在地 名称 代表者職・氏名 電話番号 担当者氏名
-----	---------------------------------------

旭川市テレワーク導入奨励金の交付を受けるに当たり、次の事項について誓約します。  
なお、必要な場合には、当該事項について関係機関に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を旭川市長から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者ではないこと。
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項（風俗営業）及び第5項（性風俗関連特殊営業）の規定に該当する業種でないこと。  
また、これらの営業を受託する営業を行う事業者ではないこと。
- 3 新たに制定するテレワーク関連労務規程等は、就業規則、その他諸規定、法令及び通達等に違反しない内容とすること。
- 4 本奨励金の交付に当たっての取組内容及び企業・団体情報を旭川市が公開することに同意すること。
- 5 誓約内容に虚偽があった場合は、交付したテレワーク導入奨励金を旭川市に全額返還すること。



年 月 日

旭川市テレワーク導入奨励金登録通知書

様

旭川市長

年 月 日付けで申請のありました旭川市テレワーク導入奨励金登録申請書につきまして、年度登録事業者として登録しましたので通知します。

なお、今後、旭川市テレワーク導入奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けるに当たっては、次の事項に留意してください。

- 1 旭川市テレワーク導入奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）の内容を御確認ください。要綱の規定に違反した場合は、登録を取り消すことがあります。
- 2 奨励金の交付を受けるためには別途申請が必要です。（登録を受けただけでは奨励金の交付は受けられません。）

本通知日の翌日から起算して3か月以内、又は本通知日が属する年度の3月31日のどちらか早い日までに要綱第7条第2項に規定する旭川市テレワーク導入奨励金交付申請書（様式第4号）及び関係書類を市長に提出し申請してください。

期日までに申請がない場合は、登録を取り消します。

なお、様式第4号による奨励金の交付の申請を行う際には、本通知の写しの添付が必要なので、大切に保管してください。

- 3 上記2の申請を行うに当たり、次のとおり要件がありますので御留意ください。
  - (1) 登録事業者として登録を受けていること。
  - (2) 本通知日以降に新たにテレワーク関連労務規程等を制定すること。
  - (3) テレワーク実施期間（様式第4号の申請日の属する週〔初日：日曜日〕から起算して前4週の間）における、要綱第2条に規定するテレワーク実施日数の週間平均が1日以上であること。

年 月 日

旭川市テレワーク導入奨励金登録変更届

(宛先) 旭川市長

申請者	所在地 名称 代表者職・氏名 電話番号
-----	------------------------------

年 月 日付けで登録申請した旭川市テレワーク導入奨励金登録申請書の内容に変更があったため旭川市テレワーク導入奨励金交付要綱第6条第5項の規定に基づき、次のとおり届け出る。

変更内容	
------	--

年 月 日

## 旭川市テレワーク導入奨励金交付申請書

(宛先) 旭川市長

申請者	所在地 名称 代表者職・氏名
-----	----------------------

年度旭川市テレワーク導入奨励金の交付を受けたいので、旭川市テレワーク導入奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

奨励金交付事業等の名称	旭川市テレワーク導入奨励金
交付申請額	金 円
テレワーク実施期間	年 月 日（日曜日）～ 年 月 日（土曜日） ※本申請日の属する週（初日：日曜日）の前週から起算して前 4 週間
テレワーク関連 労務規程等の制定日	年 月 日
添付書類	<p>要綱 7 条第 2 項各号に規定する書類</p> <p>(1) 労働組合法に規定する労働組合（以下「労働組合」という。）が有る場合は、組合員数を確認できる組合員名簿等の書類、労働組合が無い場合は、労働者代表選任書（様式第 4 号一別紙 1）</p> <p>(2) 労働組合又は労働者代表との間で合意の上で新たに制定したことが分かるテレワーク関連労務規程等の写し</p> <p>(3) テレワーク実施期間に要綱第 2 条に規定するテレワークを実施した従業員（以下「テレワーカー」という。）の個人情報提供同意書（様式第 4 号一別紙 2）</p> <p>(4) テレワーカーがテレワーク実施期間において要綱第 2 条に規定するテレワークを実施した日（以下「テレワーク実施日」という。）に就業していたことが証明できる資料（賃金台帳、タイムカード、出勤簿又は年休簿等）の写し</p> <p>(5) テレワーク実施日にテレワークを実施していたことが証明できる資料（テレワーカーが雇用されている企業・団体名、テレワーカーの氏名、テレワーク実施日時・場所、並びに業務内容及び使用する ICT が確認できるもの）の写し</p> <p>(6) 要綱第 6 条第 3 項に規定する通知の写し</p>

年 月 日

労働者代表選任書

\_\_\_\_\_の労働者は、旭川市テレワーク導入奨励金に係るテレワーク関連労務規程等の制定に  
当たり、当事業所の全労働者の過半数の同意を得て、労働者代表を次のとおり選出しました。

事業所名 \_\_\_\_\_

労働者代表名 \_\_\_\_\_

労働者署名

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

※必要に応じ追加

## テレワーカーの個人情報提供同意書

私は 年度旭川市テレワーク導入奨励金の対象として、同奨励金の受給手続きに必要な範囲で、私の個人情報を旭川市に提出することに同意します。

番号	所属部署	署名	テレワークの実施場所の住所 (旭川市以下を記載)
例	総務部総務課	旭川 太郎	6条通10丁目
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

指令第 号

年 月 日

様

旭川市長

旭川市テレワーク導入奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで交付の申請のあった旭川市テレワーク導入奨励金について、次のとおり交付することに決定したので、旭川市テレワーク導入奨励金交付要綱第条10第1項の規定に基づき通知します。

交付決定額 円

ただし、次の条件を守らなければなりません。

- 1 旭川市テレワーク導入奨励金交付要綱に従うこと。
- 2 前項に違反した場合は、奨励金の返還を命ずることがある。